

浜松医科大学と北里大学との特別研究学生交流に関する協定書

浜松医科大学と北里大学は、相互に両大学院において必要な研究指導を受けることにより、大学間の交流と協力を促進し、大学院の教育研究の充実に資することを目的として、特別研究学生交流を行うことに合意したので、次のとおり協定を締結する。

(学生の身分)

1. 両大学が受け入れる大学院学生は、特別研究学生とする。

(研究指導)

2. 両大学院研究科が教育上有益と認めたときは、学生は、相互に、相手方大学院において特別研究学生として必要な研究指導を受けることができるものとする。

(研究指導期間)

3. 研究指導期間は、1年以内とする。

(授業料等の相互不徴収)

4. 特別研究学生の検定料、入学料及び授業料等は、不徴収とする。

(受入手続き)

5. 学生の受入手続きは、次のとおりとする。

- (1) 派遣大学の長は、研究指導を受ける学生を、受入大学の長に申請するものとする。
- (2) 受入大学は、受け入れる学生を決定したときは、派遣大学に受入許可の通知をするものとする。

(許可の取消し)

6. 受入大学の長は、受入学生が当該大学の学則等に違反したときは、許可を取り消すことができる。許可を取り消した場合は、速やかに派遣大学の長に通知するものとする。

(休学・退学の通知)

7. 派遣大学の長は、派遣した学生に対して、休学・退学等の許可等を行ったときは、速やかに、受入大学の長に通知するものとする。

(疑義等の処理)

8. 両大学は、この協定書に定めのない事項又はこの協定書の条項について疑義が生じたとき、その他学生交流の実施に必要な事項については、その都度協議の上、処理するものとする。

(実施年月日等)

9. この協定に基づく学生交流は、平成22年4月1日から実施する。

(有効期間)

10. 本協定の有効期間は、2年とする。

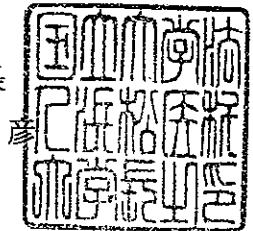
なお、両大学の一方から相手大学に対し、この協定を終了させる意思を少なくとも1年前までに文書で通告することがない限り、以降、同期間ずつ更新するものとする。

(協定書)

11. この協定を証するため、本協定書を2部作成し、両者それぞれ1部を保有するものとする。

平成22年 3月 / 日

国立大学法人浜松医科大学長  
寺尾 俊彦



北里大学長  
柴 忠義

